

## 霧島市建築物エネルギー消費性能適合性判定等事務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物の建築に関する届出の事務処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）その他国土交通省告示において使用する用語の例によるものほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 適合性判定 法第12条第1項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (2) 軽微な変更 規則第3条に規定する変更をいい、次に掲げるものをいう。
  - ア 省エネルギー消費性能の評価に影響しない記載事項等の変更
  - イ 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更
  - ウ 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物（原則として、変更前の設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量と比較して10%以上少ない建築物をいう。）について一定範囲内でエネルギーの消費性能を低下させる変更
  - エ 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（ア、イ及びウに規定するもの及び建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。）
- (3) 完了検査 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第4項及び同法第18条第17項の規定により実施する検査をいう。
- (4) 届出等 法第19条第1項、法第20条第2項、法附則第3条第2項及び同条第7項に規定する建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出及び通知をいう。

(適合性判定)

第3条 適合性判定を受けようとする者は、規則第1条又は規則第2条に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(軽微な変更に関する証明の申請)

第4条 規則第11条に規定する軽微な変更（第2条第2号エに規定するものに限る。）に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微な変更証明申請書（第1号様式）の正本及び副本に規則第2条に定める書類（変更計画書の様式は除く。）を添付して市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、建築物エネルギー消費性能基準に適合するときは、当該申請者に対し軽微な変更証明書（第2号様式）を交付するものとする。

(特定建築物に係る基準適合命令等)

第5条 市長は、法第14条第1項に規定する命令を行うときは、同項に規定する建築主に対し、特定建築物に係る基準適合命令書（第3号様式）により通知するものとする。

る。

- 2 市長は、法第 14 条第 2 項に規定する要請を行うときは、同項に規定する国等の機関の長に対し、特定建築物に係る基準適合要請書（第 4 号様式）により通知するものとする。

（住宅部分に係る指示等）

第 6 条 市長は、法第 16 条第 1 項に規定する指示を行うときは、同項に規定する提出者に対し、住宅に係る基準適合指示書（第 5 号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、法第 16 条第 2 項に規定する命令を行うときは、前項の規定により指示を受けた者に対し、住宅に係る基準適合命令書（第 6 号様式）により通知するものとする。

- 3 市長は、法第 16 条第 3 項に規定する協議を行うときは、同項に規定する国等の機関の長に対し、住宅に係る基準適合協議書（第 7 号様式）により通知するものとする。

（特定建築物に係る報告）

第 7 条 法第 17 条第 1 項に規定する建築主等による建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関する報告は、適合状況報告書（第 8 号様式）によるものとする。

（完了検査）

第 8 条 適合性判定を受けた建築物に係る建築基準法第 7 条第 1 項の規定による申請又は同法第 18 条第 16 項の規定による通知をしようとする者は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条第 1 項第 4 号及び第 5 号（同規則第 8 条の 2 第 13 項において準用する場合を含む。）の規定により、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 適合性判定、法第 23 条の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定、法第 30 条第 1 項の規定に基づくエネルギー消費性能向上計画認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項に規定する認定に要した書類及び省エネ基準工事監理報告書（第 9 号様式の 1 又は第 9 号様式の 2）
- (2) 軽微な変更を行った場合には、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第 10 号様式）
- (3) 軽微な変更（第 2 条第 2 号エに規定するものに限る。）を行った場合には、軽微な変更証明書（第 2 号様式）

（届出等）

第 9 条 届出等を行おうとする者は、規則第 12 条第 1 項に規定する届出書の正本及び副本に、同項に規定する図書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 規則第 12 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、規則第 1 条の表に定める図書とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる図書を届出書に添付したときは、前項に規定する図書のうち各種計算書の添付を要しない。

- (1) 住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に規定する断熱等性能等級が等級 4 であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 4 又は 5 に適合しているものに限る。）の写し

(2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限るものとし、住宅（共同住宅にあっては各住戸とする。）にあっては、さらに外皮基準に適合しているものに限る。）の写し  
（届出に対する指示、命令等）

第10条 市長は、法第19条第2項に規定する指示を行うときは、同項に規定する届出をした者に対し、届出に係る基準適合指示書（第11号様式）により通知するものとする。

2 市長は、法第19条第3項に規定する命令を行うときは、前項の規定により指示を受けた者に対し、届出に係る基準適合命令書（第12号様式）により通知するものとする。

3 市長は、法第20条第3項に規定する協議を行うときは、同項に規定する国等の機関の長に対し、届出に係る基準適合協議書（第13号様式）により通知するものとする。

（台帳の整備）

第11条 市長は、適合性判定を受けた建築物及び指示をした建築物の台帳を整備し、判定及び届出等に関する事項を記録しておかなければならない。

（その他）

第12条 この要領によるもののほか、適合性判定及びこれに係る届出の事務処理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。